

平成29年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）における変更点

水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定により、国及び地方公共団体の行う公共用水域及び地下水の水質の測定について、測定すべき事項、測定地点などの事項について定め、県が作成するものとされており、千葉県区域においては、国（国土交通省）、東京都、千葉県、水質汚濁防止法施行令に定める市（千葉市、船橋市、柏市、市川市、松戸市、市原市）が計画する公共用水域及び地下水の水質測定方針を反映して、平成29年度水質測定計画（案）を作成した。

平成29年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）における変更点は、以下のとおりである。

1 公共用水域の水質測定計画

(1) 環境基準項目の追加

平成28年3月30日付け環境省告示第37号により湖沼及び海域の生活環境項目に「底層溶存酸素量」が追加されたことから、これまで要測定指標項目として測定していた「下層DO」を、生活環境項目の「底層溶存酸素量」として、継続して測定する。

なお、これまで底層の測定を実施していなかった印旛沼（阿宗橋、一本松下、北印旛沼中央）及び手賀沼（根戸下）においても測定（年間24回）を実施する。

(2) 測定回数等の変更

① 水質測定

ア 生活環境項目

測定機関	測定項目	測定地点	変更内容	変更理由
千葉県	pH、COD、SS、全窒素、全燐	印旛沼：阿宗橋、一本松下、 北印旛沼中央 手賀沼：根戸下	(表層)年24回 ⇒ (表・底層)年24回	新たに底層溶存酸素量を測定する地点で、 底層の測定も実施する。
千葉市	全亜鉛、ノニルフェノール、 LAS	都川：都橋 葭川：日本橋 印旛放水路：新花見川橋	年6回 ⇒ 年4回	これまで環境基準値を超過していない ため、測定回数を減らす。
	全亜鉛、LAS	東京湾：千葉1～3	年6回 ⇒ 年4回	

ア 生活環境項目（続き）

測定機関	測定項目	測定地点	変更内容	変更理由
船橋市	n-ヘキサン抽出物質	東京湾：船橋 1～2	年 6 回 ⇒ 年 4 回	過去 5 年間検出下限値未満のため、測定回数を減らす。

イ 健康項目

測定機関	測定項目	測定地点	変更内容	変更理由
千葉県	1,4-ジオキサン	印旛沼：阿宗橋、一本松下、 北印旛沼中央 手賀沼：根戸下 亀山ダム：小月橋、亀山大橋	新たに年 2 回測定	他の健康項目と測定回数を合わせて測定を実施する。
		東京湾：東京湾 2 1～2 5、2 7 太平洋 1～9	新たに年 1 回測定	
東京都	ポリ塩化ビフェニル	旧江戸川：浦安橋	年 2 回 ⇒ 年 0 回	2 年毎の調査のため。
千葉市	ジクロロメタン、四塩化炭素、 1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、 トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、ベンゼン、 1,3-ジクロロプロペン	葭川：日本橋	年 1 2 回 ⇒ 年 6 回	これまで環境基準値を超過していないため、測定回数を減らす。

イ 健康項目（続き）

測定機関	測定項目	測定地点	変更内容	変更理由
船橋市	カドミウム、全シアン、鉛、 六価クロム、砒素、総水銀、 四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、 トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、セレン	海老川：八千代橋 東京湾：船橋1～2	年6回 ⇒ 年4回	過去5年間環境基準値を超過していない ため、測定回数を減らす。
市川市	ジクロロメタン、四塩化炭素、 1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、 トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、ベンゼン、 1,3-ジクロロプロペン	国分川：須和田橋 春木川：国分川合流前 真間川：根本水門、三戸前橋 大柏川：浅間橋	年12回 ⇒ 年4回	過去5年間環境基準値を超過していない ため、測定回数を減らす。
	全シアン、鉛、六価クロム、 砒素、総水銀、シマジン、 チオベンカルブ、セレン、 ふっ素、ほう素		年12回 ⇒ 年2回	過去5年間環境基準を達成しているため、 測定回数を減らす。
	チウラム		年6回 ⇒ 年2回	過去5年間環境基準値を超過していない ため、測定回数を減らす。
	カドミウム、1,4-ジオキサン		年4回 ⇒ 年2回	過去5年間環境基準値を超過していない ため、測定回数を減らす。

ウ 特殊項目

測定機関	測定項目	測定地点	変更内容	変更理由
千葉市	クロム	都川：都橋 葭川：日本橋 印旛放水路：新花見川橋	年6回 ⇒ 年4回	これまでの調査結果から変動が少ないことが把握できたため、測定回数を減らす。
船橋市	フェノール類、銅、鉄(溶解性)、マンガン(溶解性)、クロム	海老川：八千代橋 東京湾：船橋1～2	年6回 ⇒ 年4回	
市川市	銅、クロム	国分川：須和田橋 春木川：国分川合流前	年12回 ⇒ 年1回	
	フェノール類、鉄(溶解性)、マンガン(溶解性)	真間川：根本水門、三戸前橋 大柏川：浅間橋	年6回 ⇒ 年1回	

エ 水道水源監視項目

測定機関	測定項目	測定地点	変更内容	変更理由
国土交通省	トリハロメタン生成能	江戸川：関宿橋、野田橋	年0回 ⇒ 年12回	平成24年度から測定を休止していたが、傾向を確認するため、測定を再開する。

オ その他の項目

測定機関	測定項目	測定地点	変更内容	変更理由
千葉県	溶解性COD、クロロフィルa、プランクトン	東京湾：東京湾21～25、27	新たに年6回測定	東京湾内房海域の水質が、近年悪化傾向にあるため、プランクトン関連項目の測定を実施する。
市川市	電気伝導率	国分川：須和田橋 春木川：国分川合流前	年24回 ⇒ 年12回	これまでの調査結果から変動が少ないことが把握できたため、測定回数を減らす。
	りん酸性りん、塩化物イオン	真間川：根本水門、三戸前橋	年12回 ⇒ 年4回	
	陰イオン界面活性剤	大柏川：浅間橋	年6回 ⇒ 年4回	

カ 要監視項目（千葉県）

測定機関	測定項目	測定頻度	変更内容	変更理由
千葉県	ニッケル、モリブデン、全マンガン、ウラン	年1回	測定地点数：15地点 (河川10地点、湖沼1地点、海域4地点)	健康項目に係る要監視項目のうち、継続して検出している4項目について、環境基準点等74地点を5年間で、ローリング調査する。 (平成29年度～33年度)
	EPN、アンチモン、フタル酸ジエチルヘキシル、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロタロニル、プロピサミド、ジクロロボス、フェノカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、クロロホルム(水生生物項目の環境基準点等68地点を除く)	年1回	測定地点数：8地点 (河川5地点、湖沼1地点、海域2地点)	健康項目に係る要監視項目のうち、継続して検出していない22項目について、環境基準点等74地点を10年間で、ローリング調査する。 (平成29年度～38年度)
	クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール	年1回	測定地点数：13地点 (河川8地点、湖沼1地点、海域4地点)	水生生物項目に係る要監視項目について、環境基準点等68地点を5年間で、ローリング調査する。 (平成29年度～33年度)

※ 従来は、以下の6区分に分けて測定を実施していた。

- ①ニッケル、アンチモン、モリブデンの3項目 【5年間】
- ②塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウランの4項目 【5年間】
- ③トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、クロタロニル、プロピサミド、ジクロロボス、クロルニトロフェンの7項目 【10年間】
- ④EPN、フタル酸ジエチルヘキシル、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、フェノカルブ、イプロベンホス、トルエン、キシレンの11項目 【10年間】
- ⑤クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒドの3項目 【5年間】
- ⑥4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノールの3項目 【3年間】

キ 要監視項目（政令市）

測定機関	測定項目	測定地点	変更内容	変更理由
柏市	EPN、フタル酸ジエチルヘキシル、 ニッケル、アンチモン、モリブデン、 トランス-1,2-ジクロロエチレン、 1,2-ジクロロプロパン、 p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、 ダイアジノン、フェニトロチオン、 イソプロチオラン、オキシ銅、 クロロタロニル、プロピサミド、 ジクロルボス、フェノブカルブ、 イプロベンホス、クロルニトロフェン、 トルエン、キシレン	大津川：上沼橋	年0回 ⇒ 年1回	次年度以降の要監視項目調査計画を検討 するため、近年未調査の項目について、 平成29年度は測定を実施する。
	トランス-1,2-ジクロロエチレン、 1,2-ジクロロプロパン、 p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、 ダイアジノン、フェニトロチオン、 イソプロチオラン、オキシ銅、 クロロタロニル、プロピサミド、 ジクロルボス、フェノブカルブ、 イプロベンホス、クロルニトロフェン、 トルエン、キシレン、クロロホルム、 フェノール、ホルムアルデヒド、 4-tert-オクチルフェノール、 アニリン、2,4-ジクロロフェノール	大堀川：北柏橋	年0回 ⇒ 年1回	
	EPN、フタル酸ジエチルヘキシル、 ニッケル、アンチモン、モリブデン	染井入落：染井新橋	年1回 ⇒ 取り止め	過去5年間指針値を超過していないため、 平成29年度は測定を取り止める。
		手賀沼：下手賀沼中央	年1回 ⇒ 取り止め	

キ 要監視項目（政令市続き）

測定機関	測定項目	測定地点	変更内容	変更理由
市川市	トランス-1,2-ジクロロエチレン、 1,2-ジクロロプロパン、 p-ジクロロベンゼン、トルエン、 キシレン、クロロホルム	国分川：須和田橋 春木川：国分川合流前 真間川：根本水門、三戸前橋 大柏川：浅間橋	年12回 ⇒ 年2回	過去5年間指針値を超過していないため、 測定回数を減らす。
	アンチモン		年12回 ⇒ 年1回	
	オキシ銅		年6回 ⇒ 年1回	

② 底質測定

測定機関	測定頻度	測定地点	変更内容	変更理由
千葉県	年1回	金山落：名内橋 桑納川：桑納橋 大須賀川：黄金橋 小野川：小野川水門 高谷川：与平橋 待崎川：横渚取水口 増間川：池田橋 亀山ダム：堤体直上流部 東京湾：東京湾6～8	測定地点を変更 10地点 ⇒ 11地点 河川：6地点 → 7地点 湖沼：1地点 → 1地点 海域：3地点 → 3地点	8年ローリング調査のため。 (平成28年度～35年度)
東京都	年1回	旧江戸川：浦安橋	0地点 ⇒ 1地点	2年毎の調査のため。
千葉市	年1回	東京湾：千葉1～3	0地点 ⇒ 3地点	3年毎の調査のため。

2 地下水の水質測定計画

(1) 環境基準項目名の変更

平成28年3月29日付け環境省告示第31号により、環境基本法第16条に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準のうち、「塩化ビニルモノマー」の項目名が「クロロエチレン」に変更されるため、計画本文中の項目名を修正する。(平成29年4月1日施行)

(2) 測定地点の変更

① 概況調査

測定機関	変更内容	変更理由
千葉県	107地点 ⇒ 104地点	10年ローリング調査のため。(平成20年度～29年度)
千葉市	18地点 ⇒ 17地点	5年ローリング調査のため。(平成28年度～32年度)

② 継続監視調査

測定機関	変更内容	変更理由
千葉市	44地点 ⇒ 43地点	井戸廃止により、測定できなくなったため、1地点減少する。
船橋市	35地点 ⇒ 36地点	新たにトリクロロエチレンの環境基準値を超過したため、1地点増加する。
松戸市	8地点 ⇒ 9地点	トリクロロエチレンの環境基準が強化されたため、基準値超過となるおそれのある井戸を1地点増加する。